

佐賀県鳥栖市、三養基郡
アライグマ防除実施計画書

令和3年3月

鳥栖三養基
有害鳥獣広域駆除対策協議会

目 次

1. 目的	2
2. 特定外来生物の種類	2
3. 防除を行う区域	2
4. 防除を行う期間	2
5. 佐賀県及び鳥栖市、三養基郡における分布状況と防除の現状	2
5-1 県内の分布状況	2
5-2 鳥栖市及び三養基郡内の分布状況	4
6. 防除の目標	5
7. 防除の実施	6
7-1 関係法令等への対応	6
7-2 防除の進め方	6
資料	9
様式1：捕獲従事者台帳	
様式2：捕獲従事者証(例)	
様式3：箱わな標識	
様式4：アライグマ捕獲記録票	
様式5：アライグマ痕跡・目撃・被害・捕獲情報一覧表	
その他参考様式：箱わな危険表示版(例)	

1. 目的

佐賀県内のアライグマは、令和元年度において、捕獲及び狩猟頭数が2,589頭、被害総額は220万円となっており、被害額は前後しているものの頭数においては増加傾向にある。

これに伴い、更なる農畜産物の食害、家屋侵入の糞尿等による生活環境被害や生態系への被害の発生や増加が懸念される。

アライグマとその被害を増やさないためには、早期の分布状況の把握、適切な防除計画の立案、アライグマ問題の普及・啓発、市民との協働による予防・防除の実施、近隣市町・県・国との連携などを実施することが必要である。

本計画は、「外来生物法」に基づく「特定外来生物の防除の確認」を受け、適切かつ効果的にアライグマの防除を行うことを目的として策定する。

2. 特定外来生物の種類

本計画の防除の対象動物は以下の2種類とする。

- ・アライグマ(プロキユオン・ロトル *Procyon lotor*)
- ・カニクイアライグマ(プロキユオン・カンクリヴォルス *Procyon cancrivorus*)

3. 防除を行う区域

佐賀県鳥栖市及び三養基郡全域とする。

4. 防除を行う期間

防除実施計画書確認の日から令和13年3月31日までとする。

5. 佐賀県及び鳥栖市、三養基郡における分布状況と防除の現状

5-1 県内の分布状況

(1) 分布状況・捕獲状況

「21年度調査」において明らかになった分布状況は、図-1に示すとおりである。これによると、佐賀平野をはじめとする低地を除いて、ほぼ全域に分布が拡大しつつあることがわかる。

(2) 被害状況

県内でも多くのアライグマが確認されており、「農作物・家畜等の食害等」の報告においては平成30年度において250万円の被害が発生している。また、「家屋等侵入」(主に繁殖のため屋根裏に侵入)により屋根裏等を糞尿で汚染する被害も出ている。

アライグマは原産地の北米では「狂犬病」の主要な媒介動物となっているほか、「アライ

「グマ回虫症」の人への感染例も報告されているが、「21年度調査」では、佐賀県内で捕獲されたアライグマにおいて狂犬病の兆候がある個体の確認やアライグマ回虫の保虫例は認められていないが、近年人やペットが噛まれることで、疥癬症の感染が発生するケースが確認されている。また、生態系被害では、「21年度調査」でサンショウウオ類の捕食が確認されたが、個体群や生態系への影響の程度は明確になっていない。

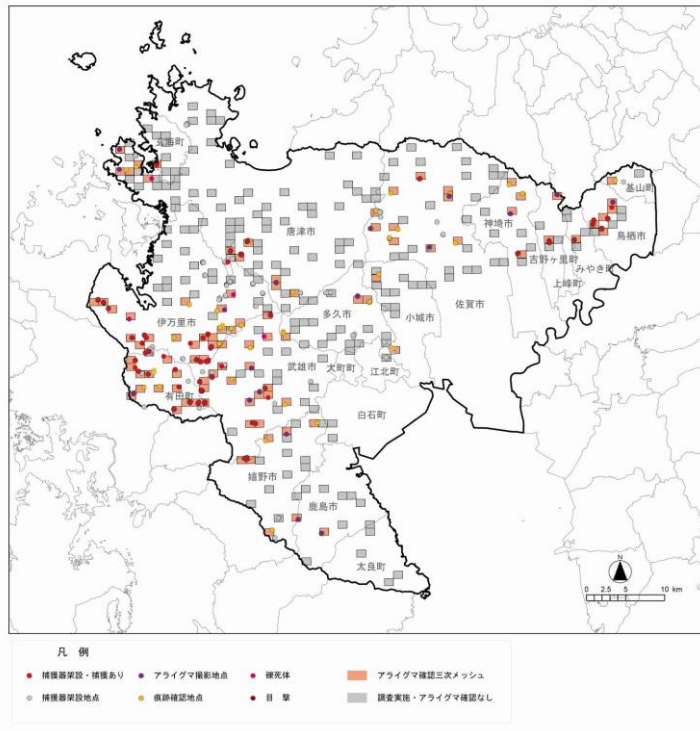


図-1 佐賀県におけるアライグマの分布状況(21年度調査より)

5-2. 鳥栖市、三養基郡内の分布状況

(1) 分布状況

「21年度調査」において足跡など目撃・農業被害等で明らかになった分布状況は、図-2に示すとおりである。

令和元年度において鳥栖市では、118頭、

三養基郡みやき町では、9頭

三養基郡基山町では、32頭

上峰町では49頭の捕獲が確認されている。

今後も、アライグマの分布拡大及び生息個体数、被害の増加が懸念される。

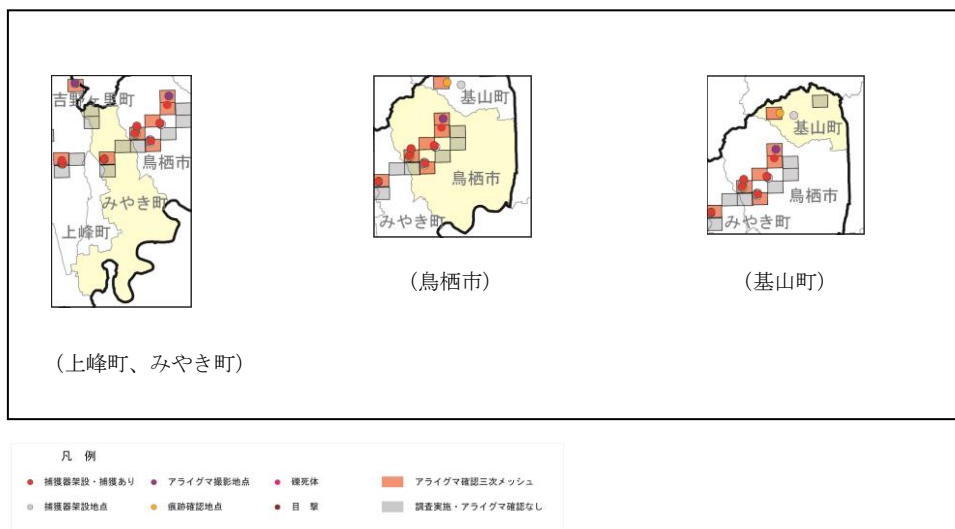


図-2 鳥栖市、三養基郡におけるアライグマの確認状況(21年度調査より)

6. 防除の目標

外来生物法には「既に定着し被害を及ぼしている特定外来生物については、被害の程度と必要性に応じて生態系からの完全排除、封じ込め等の防除を計画的かつ順応的に実施する。」と規定されており、佐賀県においても長期的には地域からの完全排除が目標である。

については、地域の生息レベルに応じた短期的な防除目標に応じて、各地域の防除目標を以下のように設定する。

防除の実施によって、生息レベルが下がった場合には、目標を再設定し、最終的には地域からの排除を目指すこととする。

表-1 生息レベル選定基準

生息レベル	生息状況／被害状況	防除目標
1	生息情報はほとんど無い 又は被害の情報は無い	地域への進入防止
2	少数個体生息する、又は、 希に被害の情報がある	個体数増加防止
3	増加傾向にある、又は、 時々被害の情報がある	個体数の減少、被害の低減
4	多く生息する、又は、 被害が多い	個体数の減少、被害の低減

表-2 各地域の防除目標

地域	生息レベル	防除目標	防除内容
鳥栖市	3	個体数の減少、被害の低減	局所的な捕獲、 被害予防、生息監視
三養基郡 基山町	3	個体数の減少、被害の低減	局所的な捕獲、 被害予防、生息監視
三養基郡 上峰町	3	個体数の減少、被害の低減	局所的な捕獲、 被害予防、生息監視
三養基郡 みやき町	3	個体数の減少、被害の低減	局所的な捕獲、 被害予防、生息監視

7. 防除の実施

7-1 関係法令等への対応

アライグマの捕獲には、「鳥獣保護法」に基づく「有害鳥獣捕獲許可」もしくは、「外来生物法」に基づく「特定外来生物の防除の確認」のいずれかの手続きが必要である。ただし「鳥獣保護法」に基づき捕獲する場合でも捕獲個体の運搬や保管が生じる場合には「外来生物法」に抵触する。そのため、外来生物法に基づく「特定外来生物の防除の確認」を受け、運搬や移動、保管も可能となるようにする。また、タヌキ、アナグマなどの錯誤捕獲の場合、原則としてすみやかに放獣するが、別途有害鳥獣捕獲等の許可を受けている場合は、当該許可の内容に基づいて適切に取り扱うこととする。

なお、その他関係法令を遵守する。

7-2 防除の進め方

防除にあたって、市・町は実施主体となり、県、地域住民、関係団体等の協力を得ながら、防除を実施する。具体的には、アライグマの普及啓発、講習会の開催、情報の収集整理などを行い、全体的な実施計画の進行管理を行うこととする。

(1) 情報の収集

一般住民や関係団体及び捕獲協力者などからのアライグマの目撃情報・被害情報・捕獲情報の収集整理し、分布状況の把握に努め、得られた情報は、防除手法の検討や情報の公開などに活用する。

また、目撃・被害情報及び捕獲情報を定期的に公開することで、住民の危機意識を喚起すると同時に、防除効果の周知を通じて、達成感を共有し、捕獲意欲の向上を行う。

(2) 普及啓発

アライグマについての基本的な知識、分布情報、防除方法、捕獲等の情報提供のお願いについて記載したパンフレットなどを用い、広くアライグマに対する知識の普及啓発を行う。

また、地域住民を対象としたアライグマ問題の正しい知識普及と防除方法、特に捕獲などについて学ぶ講習会を単独もしくは県と協同で開催する。なお、この講習会を受講した者のうち、希望者については、捕獲従事者として防除活動に参加することとする。

(3) 被害予防措置

農家及び人家周辺等にアライグマを近づけないために、自治会や農業団体などを中心に、地域住民などの積極的な参画を得ながら、地域が協力して誘因要因の除去を実施する。農地周辺の放棄作物の処分や生ごみ等の放置をしないなど、適正な環境管理を行う。

また、防護柵やネットの設置等で、農地や人家への侵入を防止し、アライグマによる被害の事前回避や軽減を図る。

(4)捕獲の実施

捕獲に従事する者は、鳥獣保護法に基づくわな免許を有する者及び適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有する者として、前述の講習会を受講した者とする。なお、捕獲従事者は本人の希望により、その都度、上記資格を審査し、条件を満たす者であれば捕獲従事者として台帳にて管理する。

また、捕獲従事者が捕獲を実施する際には、必要に応じ事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、外来生物法に基づく防除の実施していることを証する書類を携帯する。

・使用する罠及び設置場所

使用する罠は箱わなを用い、アライグマの生息や被害が確認又は推定された地点周辺で設置を行い、アライグマ以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮するとともに、わな餌については、他の鳥獣を誘引し、結果としてアライグマによる被害の発生の遠因を生じさせないように適切に行うものとする。

なお設置する箱わなには、外来生物法に基づく防除を実施している旨、防除実施者の住所、氏名、連絡先などを記載した標識の装着を行う。

また、錯誤捕獲の防止等のため、原則として1日1回以上の見回りを行う。

・捕獲個体の取り扱い

捕獲個体は、できるだけ苦痛を与えない適切な方法として、炭酸ガスなどを用いた安楽死処分を行う。安楽死処分の実施場所は、捕獲現場か市が定める場所に箱わなに入れたまま運搬して実施する。

死亡が確認された後、体重の計測、頭胴長の計測、雌雄などの判定を行い、捕獲場所、日時とともに記録する。処分した死体は、一般廃棄物として適切に処理する。

・捕獲個体の譲り受けと飼養

捕獲個体については、学術研究、展示、教育、その他公益上の必要があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく、飼養等の許可を得ている者、または同法第4条第2項の規定に基づいて特定外来生物を適正に取り扱うことのできる者に譲り渡すことができることとする。

・感染症予防措置

アライグマは、アライグマ回虫、狂犬病、レプトスピラ症等の人獣共通感染症を保有している可能性があり、その取り扱いには十分注意する。

殺処分作業を行う際には手袋を着用し、個体及び個体の触れた捕獲器、処分機材を素手で触れることのないよう留意する。また、アライグマの入っている捕獲器を扱う際には、革手袋等を使用する。

作業が終了した段階で、手指をアルコール等の消毒薬で充分殺菌し、使用後の箱わなについても洗浄、消毒を行うこととする。

(5) 合意形成

防除にあたっては、防除を行う地域の住民、土地所有者、施設管理者等との調整、合意形成に努める。

- ・防除を行う地域の土地所有者等に対しては、必要に応じて防除実施内容に係る通知を行う。なお、説明を求められた場合には、直接説明し理解を得るように努める。
- ・防除を行う地域の河川、水路など土地改良施設や緑地などの管理者には、防除実施内容に係る通知を行う。なお、説明を求められた場合には、直接説明し理解を得るように努める。

(6) 継続的モニタリング

生息状況(捕獲・被害等)について継続的にモニタリングを行い、防除の進捗状況や効果の検証を行う。モニタリングは、住民からの情報提供、捕獲協力者からの分布や被害、捕獲情報を収集、集約することにより実施する。モニタリング結果によって必要と判断された場合には、防除計画の見直しを行う。

(7) その他

鳥獣保護法第2条第5条に規定する狩猟期間及びその前後における捕獲にあたっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤解されないよう適切に実施することとする。

様式 1 : 捕獲従事者台帳

登録番号	従事者氏名	従事者住所	講習会による登録			狩猟免許及び狩猟者登録			備考
			番号	登録日	開催地	番号	交付年月日	交付機関名	
2011-001	(ふりがな)○○ ○○ ○○ ○○	○○		令和○年○月○日		○-第○号	令和○年○月○日		
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								

様式 2 : 捕獲従事者証

第 2011-〇〇号

佐賀県鳥栖市、三養基郡アライグマ防除実施計画に基づく

捕 獲 従 事 者 証

〇〇市 (町) 長 〇〇 〇〇

印

住 所	〇〇
氏 名	〇〇 〇〇
生年月日	昭和・平成 〇〇年〇〇月〇〇日
目 的	アライグマの捕獲
捕獲区域	(鳥栖市・基山町・上峰町・みやき町)
登 録 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
捕獲方法	箱わなによる捕獲
備 考	

注意事項

- ・捕獲従事者証は、アライグマの捕獲に際しては必ず携帯しなければならない。かつ、他人に使用させてはならない。
- ・アライグマの捕獲結果は、アライグマ捕獲記録票 (様式 4) に記載し、捕獲期間終了後 30 日以内に、〇〇長に報告をしなければならない。

様式 3 : 箱わな標識

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく
アライグマ・カニクイアライグマの防除

氏 名 (実施主体)	(捕獲従事者 ほか 名)
住 所	
連 絡 先	(電話) (担当)
確認・認定	令和 年 月 日 第 号
防除の期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

様式4：アライグマ捕獲記録票

捕獲従事者登録番号： 2011-〇〇〇

捕獲従事者氏名： 〇〇 〇〇

番号	所在地	地目等	箱わな番号		性別	体重	頭胴長	餌、頭胴長、繁殖状況等
1	〇〇	果樹園	〇〇〇〇	令和〇年〇月〇日	オス	〇〇kg	〇〇cm	ふすまを使用。未繁殖。
2						kg	cm	
3						kg	cm	
4						kg	cm	
5						kg	cm	
6						kg	cm	
7						kg	cm	
8						kg	cm	
9						kg	cm	
10						kg	cm	

依頼事項

- ・捕獲場所の「所在地」は集落等の位置を記入してください。
- ・「地目等」は農地(田・畑・果樹園・草地)、山林、住宅地、社寺、道路付近、河川付近、池付近から選択してください。
- ・箱わな番号は、市町ごとの箱わなの管理番号を記入してください。無い場合は空欄。
- ・頭胴長とは、鼻の先から尾の付け根までの、背中に沿った長さを指します。

様式5：アライグマ痕跡・目撃・被害・捕獲情報一覧表

No	識別番号	年度	確認年月日	痕跡/ 目撃/ 被害/ 捕獲	所在地	地目等	メッシュコ ード(わか れば記入)	捕獲の場合に記入のこと					備考 (捕獲以外の行動や痕跡の種 類、被害状況等を記入)
								箱わな番号	雌雄	体重	頭胴長	繁殖状況	
1	〇〇〇	令和〇	令和〇年〇月〇日	捕獲	〇〇	果樹園	00000000	〇〇〇	オス	〇〇kg	〇〇cm	妊娠	餌はコーン菓子
2	〇〇〇	令和〇	令和〇年〇月〇日	目撃	〇〇	水田	00000000	—	—	—	—	—	田んぼの中で足跡を発見

危険！ さわらないで！！

危険ですので、箱わなには絶対に手をふれないようお願いします。

現在、外来生物であるアライグマを捕獲中ですので、ご協力をお願いいたします。



連 絡 先

捕獲実施主体者 ○○市（町）

住 所：

電 話： （ ）